

第3期特定健康診査実施計画

平成30年度～平成35年度

石油製品販売健康保険組合

特定健康診査・特定保健指導実施計画 第3期

(平成30年度～平成35年度)

計画の背景及び趣旨

我が国では、国民皆保険のもと、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより、大きな環境変化に直面している。特に国民における糖尿病等の生活習慣病の増加、また急速に加速する高齢化により医療費が高騰しており、医療保険制度を持続継続なものにするためにも、制度改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、平成20年度より糖尿病等の生活習慣病の発症原因とされるメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及びその結果により特定保健指導の実施が義務付けられることとなった。

本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の第3期として行う基本的な事項について定めるものである。

尚、この第3期からは「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条により、6年1期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

当組合の現状

当組合の事業所数は平成30年2月末現在、889事業所である。首都圏に多く所在するものの、支店・営業所や工場など全国に点在している。

平成30年2月末現在、当組合に加入している被保険者は19,775名、被扶養者は17,001名である。

当組合の平成28年度における特定健診受診率は66.9%、特定保健指導実施率は3.6%であり国から定められている目標数値(特定健診85%・特定保健指導30%)を大幅に下回っている。

I 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的な考え方

日本内科学会系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

市区町村やパート先などで健康診断を実施した被扶養配偶者からデータを受領する。

3 事業者等が行う健康診断との関係

事業者が健康診断を実施した場合は、当組合はそのデータを事業者より受領し一部負担金を支払う。

4 特定保健指導の基本的な考え方

生活習慣病予防の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

II 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成 35 年度における特定健康診査の実施率を 85%とする。

この目標を達成するために、過去実績及び今後の推計被保険者数を勘案し平成 30 年度以降の実施率目標を以下のように定める。

目標実施率

<被保険者>

(人)

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
対象者数(推計)	13,221	13,628	14,023	14,344	14,647	14,900
目標実施率(%)	82.5%	85.5%	88.6%	91.6%	94.6%	97.5%
目標実施者数	10,908	11,655	12,420	13,141	13,855	14,531

<被扶養者>

(人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計)	4,937	5,065	5,201	5,307	5,377	5,411
目標実施率(%)	36.5%	39.3%	42.1%	44.9%	47.7%	50.5%
目標実施者数	1,802	1,990	2,190	2,383	2,565	2,733

<被保険者+被扶養者>

(人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計)	18,158	18,693	19,224	19,651	20,024	20,311
目標実施率(%)	70.0%	73.0%	76.0%	79.0%	82.0%	85.0%
目標実施者数	12,710	13,645	14,610	15,524	16,420	17,264

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率を30%とする。

この目標を達成するために、過去実績及び今後の推計被保険者数を勘案し平成30年度以降の実施率目標を以下のように定める。

目標実施率

(被保険者+被扶養者)

(人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者(推計)	12,710	13,645	14,610	15,524	16,420	17,264
積極的支援対象者	1,983	2,044	2,103	2,151	2,197	2,235
目標実施率(%)	7.4%	12.0%	16.5%	21.0%	25.5%	30.0%
目標実施者数	147	245	347	452	560	671
動機付支援対象者	1,058	1,090	1,121	1,147	1,171	1,192
目標実施率(%)	8.9%	13.1%	17.3%	21.5%	25.7%	30.0%
目標実施者数	94	143	194	247	301	358
保健指導対象者	3,041	3,134	3,224	3,298	3,368	3,427
目標実施率(%)	8.0%	12.4%	16.8%	21.2%	25.6%	30.0%
目標実施者数	243	389	542	699	862	1,029

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

1 特定健診

1 実施場所

特定健診は、主として社団法人東京都総合組合保健施設振興協会(以下「東振協」という)に委託し、その契約医療機関で行う。契約医療機関が無い場合は、近医で受診し補助金申請で対応する。その他健保連の健診機関で行う。

2 対象者

特定健診の対象者は、満 40(実施年度に満40歳となる者を含む)～74 歳の被保険者及び被扶養者。ただし、国の除外規定に基づき入院者、施設入所者、妊産婦、海外居住者は対象外とする。

3 実施時期

実施時期は、通年で一人年度 1 回とする。

4 健診項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする

5 受診方法

- (1) 被保険者及び扶養者共に、個人又は事業所担当者が希望の東振協契医療機関に直接予約し、固定施設又巡回で受診する。
- (2) 婦人生活習慣病予防健診は、設定された期間内に予約し希望施設で指定された日時に受診する。
- (3) 契約外医療機関では、本人が直接予約し受診する。
- (4) 健保連契約医療機関で受診する場合は、個人で予約し当組合発行の受診券を持参し受診する。
- (5) 被扶養配偶者は各自治体及びパート先で受診することも可能とする。

6 健診データの受領方法

- (1) 東振協契約健診機関の健診データは、東振協を通じて月単位で受領する。
- (2) 契約外医療機関で補助金利用の健診データは、受診日翌日より6ヶ月以内に事業所担当者(被扶養者と任意継続者は個人)が当組合に対し ①補助金申請用紙 ②健診結果写 ③領収書 を添えて申請してもらい、データを東振協へ入力依頼する。
- (3) 健保連の健診機関の健診データは、健保連を通じて月単位で受領する。
- (4) 被扶養配偶者の各自治体及びパート先での健診データは各自郵送で受領する。

2 特定保健指導

1 特定保健指導の対象者の抽出方法等

特定健診を実施した結果等に基づき、腹囲又は BMI と追加リスク項目の保有状況により、保健指導が必要な「積極的支援レベル」「動機付け支援レベル」に階層化区分する。

- (1) 東振協契約医療機関で受診し特定保健指導階層化で対象となった者は、月単位で当組合にデータが提供され、当組合より被保険者は事業所経由、被扶養は個人宛で通知する。
- (2) 婦人生活習慣病予防健診で対象となった者は東振協より直接通知される。
- (3) 契約外医療機関で対象となった者は、当組合で階層化し関東近県の者のみに通知する。地方の者はリーフレット送付する。

2 実施場所

- (1) 東振協契約機関で受診し対象となった者は、東振協契約保健指導機関で行う。
- (2) 契約外医療機関で対象となった者は当組合健康相談室にて行う。

3 第3期からのからの見直し事項等

- ① 特定保健指導の実績評価時期：現行6ヶ月後→3ヶ月後でも可とする。
- ② 初回面接と実績評価の同一機関要件の廃止
- ③ 初回面接の分割実施の可能
* 受診者の利便性向上のため、腹囲・体重、血圧、質問票の結果等から、対象者に当日から保健指導に着手。後日、全ての健診結果を踏まえ、電話等で行動計画を完成する方法を可とする。
- ④ 2年連続して積極的支援に該当した場合、1年目に比べて2年目の状態が改善*していれば、2年目の特定保健指導は、動機付け支援相当可
*BMI30 未満：腹囲1cm以上かつ体重1kg以上、BMI30 以上：腹囲 2cm以上かつ 2kg以上

3 特定健康診査等実施計画の公表・周知・案内

当組合ホームページに通年掲載すると共に機関紙「スマイル」に掲載し周知を図る。

4 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

実施状況に応じて目標値の見直し・修正を行う。

5 個人情報の保護

健診結果・保健指導結果等のデータは「石油製品販売健康保険組合個人情報保護管理規程」を遵守する。

6 その他

特定健診・特定保健指導の実践養成のための研修に随時参加する。